

山口県福祉サービス第三者評価事業（外部評価）調査員養成研修 指定研修機関指定要領

（目的）

第1条 この要領は、山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第8に基づき、県が推進する山口県福祉サービス第三者評価事業（外部評価）の評価調査員養成研修指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）の認証基準及びその手続き等を定めることにより、研修機関の適切な研修業務の執行を確保することを目的とする。

（実施主体）

第2条 評価調査員養成研修の実施主体は、山口県知事が指定した者（以下「指定研修機関」という。）とする。

（指定研修機関の指定要件）

第3条 指定研修機関の指定を行うに当たっては、以下の要件を満たすものでなければならない。

- （1）評価調査員が所属する評価機関を運営する法人以外の法人であること。
ただし、評価調査員が所属する評価機関を運営する法人であって、研修を実施する部署と外部評価を実施する部署とが独立した関係にあるなど、研修の実施状況を客観的に確認することができると山口県知事が認める場合は、この限りではない。
- （2）講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保されていること。
- （3）会計帳簿、決算書類等が整備されているとともに、適正な経理処理が行われていること。
- （4）研修修了者名簿等を継続的に管理する体制が確保されていること。

（指定研修機関の運営基準）

第4条 指定研修機関は、以下について適切に行われなければならない。

- （1）研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。
 - ・研修事業の名称
 - ・実施場所
 - ・研修期間
 - ・研修課程
 - ・講師氏名
 - ・研修修了の認定方法
 - ・受講資格
 - ・受講手続き
 - ・受講料 等
- （2）研修の受講状況等を把握し、保存すること。

- (3) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
- (4) 演習等において知り得た個人の秘密の保持について厳格に行うとともに、研修受講者に対しても、この点につき十分に留意するよう指導すること。

(指定研修機関の指定手続)

第5条 研修機関の指定を受けようとする法人は、研修機関指定申請書（別紙1）に、次の書類を添付のうえ、山口県知事に申請し、審査を受けなければならない。

- (1) 法人の定款、寄附行為等及び法人の登記事項証明書
- (2) 法人の事業計画書又は事業概要
(評価調査機関と同一法人の場合は、組織図も含む)
- (3) 役員名簿
- (4) 研修実施計画書
- (5) 研修を担当する主な講師の氏名及び略歴等
- (6) 受講手数料の算定根拠を明らかにした書類
- (7) 研修実施に係る収支予算書
- (8) 第4条（1）で定める規程
- (9) その他県が必要と認める書類

2 山口県知事は、前項の規定による申請を受けたときは、当該法人が研修機関として適当であるかの審査を行い、その結果を研修機関指定（不指定）通知書（別紙2）により通知するものとする。

3 山口県知事が、研修機関を指定したときは、当該機関の名称、連絡先、受講料及び講師数等の情報について、県のホームページに掲載する等の方法により、評価機関等に周知するものとする。

附 則

この要領は平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年10月29日から施行する。